

❖ 旅券（パスポート）の申請案内 ❖

佐賀県（2025.4.1）

住民登録されている市町の旅券（パスポート）窓口での申請となります。

パスポートは10年用・5年用があります。 佐賀県内に住民登録 又は 居所がある方が申請できます。 旅券番号はお受取まで確認できません。	一般旅券発給申請書	戸籍謄本（戸籍抄本は不可） ※1	写真（パスポート用）	本人確認書類	前回発給された旅券	紛失一般旅券等届出書	その他必要な書類
<p>下表からご自分の状況にあてはまるものを選び、○印が付いた書類をお持ちください。</p> <p>また、※印や*印もご確認ください。</p> <p>佐賀県以外に住民登録をしていて一定の条件を満たす方（居所申請）、ハボン式と異なるローマ字表記等の特別な事情がある方は、さらに必要な書類がありますので申請窓口までお問い合わせください。</p> <p>下表の「切替申請」、「残存有効期間同一申請」は、有効中の旅券を失効させ、新たな旅券を発行します。そのため、旅券番号が新しくなります。また、「切替申請」の残存有効期間は切り捨てになります。</p>	1通	1通				1通	
初めて旅券を申請される方（新規申請）	○	○	1枚	○			
前回取得した旅券の有効期限が過ぎている方（新規申請）	○	○	1枚	○	※2		
有効旅券の記載事項に変更がある方*A（残存有効期間同一/切替申請）	○	○	1枚		○		
有効旅券の有効期間が1年未満になっている方（切替申請）	○		1枚		○		
有効旅券の査証欄の余白が少なくなっている方（残存有効期間同一/切替申請）	○	※3	1枚		○		
有効旅券が損傷している方*B（切替申請）	○		1枚	○	○		
有効旅券が盗難・紛失等をして、新たに旅券を申請する方（新規申請）	○	○	2枚	○		○	※4
<p>※1 戸籍事務が電算化している場合「戸籍全部事項証明書」、非電算化の場合は「戸籍謄本」が発行されます。</p> <p>※2 有効期間切れの旅券も可能な限りお持ちください。申請後に引き続き保有したい場合は、無効処理してお返しします。</p> <p>※3 申請書の本籍欄は、都道府県名の他市郡以下番地まで記入する必要があります。本籍をご確認の上、申請にお越しく下さい。有効旅券の記載事項（氏名・本籍の都道府県名等）に変更がある場合は、戸籍謄本が必要です。</p> <p>※4 有効旅券を盗難・紛失・焼失した場合は、必ず本人が「紛失一般旅券等届出書」を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 盗難・紛失の場合：警察に遺失届（盗難届）を提出したことを証明する書類をお持ちになるか、遺失届（盗難届）の受理番号を紛失一般旅券等届出書に記入してください。 焼失の場合：消防署又は市町が発行した「罹災証明書」をお持ちください。 <p>いずれの書類も入手されていない場合は、盗難・紛失・焼失した経緯等を記入した「事情説明書」を提出してください。</p> <p>新たな旅券を申請せずに紛失のみを届け出る場合は、上記の書類の他に、紛失一般旅券等届出書1通、写真1枚、本人確認書類をお持ちください。</p> <p>*A 有効旅券に記載されている氏名や本籍の都道府県名等に変更があった場合は、「残存有効期間同一申請」又は「切替申請」をしてください。戸籍謄本が必要です。</p> <p>*B 損傷の状態によっては、紛失扱いとなる場合がありますので、事前にお問い合わせください。</p>							

電子申請について

旅券（パスポート）の申請について、一部を除き電子申請ができるようになりました。スマートフォン等でマイナポータルアプリをダウンロードしてから、電子申請をすることができます。<https://myna.go.jp/login/pc>

電子申請は、戸籍情報がシステム上で連携されるため戸籍謄本の提出が省略できます。また、紙での申請よりも手数料が安くなります。



交付及び手数料について

- ◎ 旅券は申請した窓口へ、旅券引換書をご持参のうえ必ず申請者本人が受け取りにきてください。乳幼児でも旅券名義人となる申請者本人がお越しく下さい（代理人の受け取りは不可）。
- ◎ 前回発給された旅券が申請時に有効中の場合は、その旅券を必ずお持ちください（ご持参されない場合、新しい旅券の交付を受けることができません）。
- ◎ 旅券の交付日は申請日から9日目以降です。（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く）ただし、状況により2週間程度かかる可能性もあります。交付予定時間は、申請された市町旅券窓口へお問い合わせください。
- ※ 交付予定日後は早めにお受け取りください。発行日から6か月以内に受領されない場合、旅券は失効します。また、次回申請の際、別途追加手数料（6,000円）が必要となりますのでご注意ください。
- ◎ 手数料 受取時に納付してください。販売場所は申請受付時に御案内します。

種類	申請日現在の満年齢	収入印紙	佐賀県収入証紙◆	合計
10年有効旅券	18歳以上	14,000円	2,300円	16,300円
5年有効旅券	12歳以上※	9,000円	2,300円	11,300円
	0歳～11歳※	4,000円	2,300円	6,300円
残存有効期間同一旅券		4,000円	2,300円	6,300円

※年齢は、「年齢計算ニ関スル法律」により誕生日の前日に1歳加算されます。そのため、11歳で申請できるのは12歳の誕生日の前々日までであり、12歳の誕生日の前日の申請は「12歳以上」の区分になります。

◆電子申請の場合は、佐賀県収入証紙が2,300円⇒1,900円になります。

申請に必要な書類

※ 必要な書類をすべて揃えて申請してください。

<p>1 一般旅券発給申請書 1通 (注) 10年用と5年用があります。 ※窓口を用意しています。</p>	<p>* 18歳以上の方…10年旅券か5年旅券のいずれかの旅券を選択できます。 * 18歳未満の方…5年旅券のみ申請できます。 ※外務省ホームページからダウンロード申請書も利用できます。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html</p> 				
<p>2 戸籍謄本(全部事項証明書) 1通 ※記載内容が最新で提出の前日6か月以内に作成されたもの</p>	<p>* 旅券の有効期間内に切り替える場合、氏名・本籍地の都道府県名等に変更がない方は省略できます(一時帰国者など、申請の内容によっては必要になる場合があります)。 ○ 家族で同時に申請する場合 同一戸籍の複数の方が同時に申請する場合、戸籍謄本1通で申請できます。</p>				
<p>3 写真(ふちなし縦45mm×横35mm) 1枚 提出写真規格</p>  <p>裏面下段に名前を記入し、申請書に貼らすにお持ちください。</p> <p>提出の前日6か月以内に撮影されたもの</p>	<p>* 申請者本人のみが撮影されたもの。 * 正面向き、無帽、無背景、縁なしで左図の各寸法を満たしたもの。 ○ 持参された写真が旅券に転写されます。 ○ デジカメ、ボックス等で撮影された写真は規格を満たさない場合が多いため御注意ください。不適当な場合は撮り直しをお願いすることがありますので、なるべく写真店等でパスポート用と指定してお撮りください。 ○ 自宅等で印刷する場合は、写真用の用紙を使用し、鮮明な画質で印刷してください。</p> <p>【ふさわしくない写真】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■写真規格の各寸法を満たしていないもの。 ■不鮮明なもの。画質がよくないもの。変色しているもの。影のあるもの。 ■背景と人物の色、コントラストが適当でなく人物を特定できないもの。 ■表情が通常の顔と大きく異なるもの。 ■メガネのレンズに光が反射しているもの、フレームが目にかかっているもの、目元のわかりにくいもの、度が強く顔が歪んで見えるもの等。 ■サングラス、マスク、カラーコンタクト、瞳強調コンタクトを着用しているもの。 ■光の反射により瞳の輪郭が欠けたように見えるもの。 ■ヘアバンドやリボン等髪かざりをしているもの。 ■イヤリング、ピアス等で顔の一部が隠れているもの。イヤホンや目立つ装飾品をつけているもの。 ■髪を極端に変色したり、髪が目にかかっていたり、顔の一部を覆っているもの。 ■タートルネック、スカーフ等で首元が隠れているもの。 ■画像加工、画像処理(目を拡大、美白処理、ほくろ除去、左右反転)をしているもの。 <p>※写真の規格については、外務省ホームページ「パスポート申請用写真の規格」も御覧ください。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/ic_photo.html</p> 				
<p>4 本人確認書類 原本で有効なもの(コピーは不可)</p> <ul style="list-style-type: none"> * 本人確認書類の氏名、生年月日、性別、ふりがな、住所、本籍地が戸籍や住民票の記載内容と一致しているものに限りです。 * 代理人が提出する場合は、申請者本人と代理人、それぞれの「本人確認書類」が必要です。 代理提出の場合は代理人の本人確認書類として右記①もしくは②の中から1点提示(提出)してください。 * 代理人は、申請者本人の本人確認書類の原本を預かってきてください。 * 申請者が乳幼児・児童生徒(中学生以下)で、本人確認書類の提示又は提出が困難な場合は、法定代理人の本人確認書類での申請も可能です。ただし、当該法定代理人が申請窓口へ出頭していることが必要です。 	<p>① 次の中から1点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国旅券(有効なもの又は有効期間満了後6か月以内のもの) ・運転免許証 ・運転経歴証明書(※平成24年4月1日以降に交付されたもの) ・マイナンバーカード ・写真付き住民基本台帳カード ・写真付き官公庁職員(特殊法人を含む)身分証明書 ・写真付き身体障害者手帳、(写真貼り替え防止がなされているもの、カード式)、等 <p>② ①がない場合、2点(A+B)、(A+A)。Bの書類2点では、申請を受理できません。</p> <table border="1" data-bbox="549 1570 1520 1861"> <tr> <td data-bbox="549 1570 660 1720">A</td> <td data-bbox="660 1570 1520 1720"> <ul style="list-style-type: none"> ・資格確認書(健康保険、国民健康保険、船員保険、共済組合員、後期高齢者医療) ・介護保険被保険者証 ・年金証書、手帳(国民年金、厚生年金、船員保険年金、共済年金、恩給証書) ・印鑑登録証明書(登録印も持参)等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1720 660 1861">B</td> <td data-bbox="660 1720 1520 1861"> <ul style="list-style-type: none"> ・学生証、会社の身分証明書、公の機関の資格証明書(いずれも写真付。記載内容によっては本人確認書類とならない場合があります。) ・有効期間満了後6か月を超える旅券 ・帰国のための渡航書 ・療育手帳、精神障害者福祉手帳(写真付、カード式)等 </td> </tr> </table> <p>* 該当するものがない方は、必ず事前に御相談ください。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ・資格確認書(健康保険、国民健康保険、船員保険、共済組合員、後期高齢者医療) ・介護保険被保険者証 ・年金証書、手帳(国民年金、厚生年金、船員保険年金、共済年金、恩給証書) ・印鑑登録証明書(登録印も持参)等 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・学生証、会社の身分証明書、公の機関の資格証明書(いずれも写真付。記載内容によっては本人確認書類とならない場合があります。) ・有効期間満了後6か月を超える旅券 ・帰国のための渡航書 ・療育手帳、精神障害者福祉手帳(写真付、カード式)等
A	<ul style="list-style-type: none"> ・資格確認書(健康保険、国民健康保険、船員保険、共済組合員、後期高齢者医療) ・介護保険被保険者証 ・年金証書、手帳(国民年金、厚生年金、船員保険年金、共済年金、恩給証書) ・印鑑登録証明書(登録印も持参)等 				
B	<ul style="list-style-type: none"> ・学生証、会社の身分証明書、公の機関の資格証明書(いずれも写真付。記載内容によっては本人確認書類とならない場合があります。) ・有効期間満了後6か月を超える旅券 ・帰国のための渡航書 ・療育手帳、精神障害者福祉手帳(写真付、カード式)等 				
<p>5 以前に取得された旅券</p>	<p>* 有効な旅券をお持ちの方は、有効な旅券を提示しないと申請ができません。必ず提出してください。 * 有効期間切れの旅券も可能な限りお持ちください。申請後に引き続き保有したい場合は、無効処理してお返しします。</p>				
<p>6 住民票(原則不要)</p>	<p>佐賀県内に住民登録されている方は、住基ネットで検索可能なため原則不要です。</p>				

◆ヘボン式ローマ字一覧◆

※氏名のローマ字表記は一度選択すると原則として変更できません。

あ	か	さ	た	な	は	ま	や	ら	わ	ん	が	ざ	だ	ば	ぱ
A	KA	SA	TA	NA	HA	MA	YA	RA	WA	N(M)	GA	ZA	DA	BA	PA
い	き	し	ち	に	ひ	み		り	あ		ぎ	じ	ぢ	び	ぴ
I	KI	SHI	CHI	NI	HI	MI		RI	I		GI	JI	JI	BI	PI
う	く	す	つ	ぬ	ふ	む	ゆ	る			ぐ	ず	づ	ぶ	ぷ
U	KU	SU	TSU	NU	FU	MU	YU	RU			GU	ZU	ZU	BU	PU
え	け	せ	て	ね	へ	め		れ	ゑ		げ	ぜ	で	べ	ぺ
E	KE	SE	TE	NE	HE	ME		RE	E		GE	ZE	DE	BE	PE
お	こ	そ	と	の	ほ	も	よ	ろ	を		ご	ぞ	ど	ぼ	ぽ
O	KO	SO	TO	NO	HO	MO	YO	RO	O		GO	ZO	DO	BO	PO

撥音の「ん」は「N」で表記する
(例) かんだ KANDA

【特例】
B・P・Mの前では「N」ではなく「M」で表記する
(例) なんば NAMBA
(例) ほんま HOMMA
(例) じゅんべい JUMPEI

長音の「O」「U」は記入しない

(例) おおた OTA
(例) さいとう SAITOU
(例) ようこ YOKO
(例) りょうへい RYOHEI
(例) きりゅう KIRYU
(例) えとう ETO

※末尾の「お」は「O」を表記する
(例) よこお YOKOO

きゃ	しゃ	ちゃ	にゃ	ひゃ	みゃ	りゃ	ぎゃ	じゃ	びゃ	ぴゃ
KYA	SHA	CHA	NYA	HYA	MYA	RYA	GYA	JA	BYA	PYA
きゅ	しゅ	ちゅ	にゅ	ひゅ	みゅ	りゅ	ぎゅ	じゅ	びゅ	ぴゅ
KYU	SHU	CHU	NYU	HYU	MYU	RYU	GYU	JU	BYU	PYU
きょ	しよ	ちよ	にょ	ひょ	みょ	りょ	ぎょ	じょ	びょ	ぴょ
KYO	SHO	CHO	NYO	HYO	MYO	RYO	GYO	JO	BYO	PYO

促音の「っ」は子音を重ねる

(例) はっとり HATTORI
(例) べっぴ BEPPU
※ち(CHI)ちゃ(CHA)ちゅ(CHU)ちょ(CHO)音に限りその前に「T」を加える
(例) ほっち HOTCHI

※ヘボン式ローマ字氏名表記以外を希望する場合は、事前に申請される市町旅券窓口にお問い合わせください。

旅券窓口一覧及び取扱時間

住民登録のない市町の窓口では申請・交付（受取）ができませんので御注意ください。詳しくは、住民登録をされている市町にお問い合わせください。※ 祝日及び12月29日から1月3日まで「取扱時間外」

市町名	窓 口	時 間 ・ 曜 日	電話番号
佐賀市	佐賀市市民サービスセンター (エスプラッツ2階)	(月～金) 10:00～18:00、18:30 まで受取可能 (火) 10:00～18:30、19:00 まで受取可能 (日) 12:00～16:00 受取のみ可能	0952-27-6700
唐津市	唐津市役所市民課 (本庁)	(月～金) 8:30～17:15 (火) 19:00 まで受取可能	0955-72-9120
鳥栖市	鳥栖市役所市民課	(月～金) 8:30～17:00 (火) 19:00 まで申請・受取可能 第1・3 (土) 9:00～12:00 受取のみ可能 (要予約)	0942-85-3580
多久市	多久市役所市民課	(月～金) 8:30～17:00 (火) 19:00 まで受取可能 (要予約)	0952-75-6116
伊万里市	伊万里市役所市民課	(月～金) 8:30～17:15 (火) 19:00 まで申請・受取可能	0955-23-2143
武雄市	武雄市役所市民課	(月～金) 8:30～17:00 (火) 19:00 まで受取可能 (要予約)	0954-23-9225
鹿島市	鹿島市役所市民課	(月～金) 8:30～12:00、13:00～17:00	0954-63-2117
小城市	小城市役所市民課	(月～金) 8:30～17:15 (木) 19:00 まで受取可能 (要予約) 第2 (日) 9:00～12:00 受取のみ可能 (要予約)	0952-37-6100
嬉野市	嬉野市役所市民課 (塩田庁舎)	(月～金) 8:30～17:00	0954-66-9118
	嬉野市役所市民課 (嬉野庁舎)	(月～金) 8:30～17:00	0954-42-3304
神埼市	神埼市役所市民課 (本庁)	(月～金) 8:30～17:15 (火) 19:00 まで申請・受取可能	0952-37-0116
吉野ヶ里町	吉野ヶ里町役場住民課 (三田川庁舎)	(月～金) 8:30～17:15 (火・木) 19:00 まで受取可能 (要予約)	0952-37-0333
基山町	基山町役場住民課	(月～金) 8:30～17:15	0942-92-7932
上峰町	上峰町役場住民課	(月～金) 8:30～17:10 (火) 19:00 まで受取可能 (要予約)	0952-52-7412
みやき町	みやき町役場 北茂安総合窓口課	(月～金) 8:30～17:15	0942-89-1652
玄海町	玄海町役場住民課	(月～金) 8:30～17:15	0955-52-2157
有田町	有田町役場住民環境課	(月～金) 8:30～17:00	0955-46-2114
大町町	大町町役場町民課	(月～金) 8:30～17:15	0952-82-3113
江北町	江北町役場町民生活課	(月～金) 8:30～17:15 (火) 19:00 まで申請・受取可能 第2 (日) 8:30～12:00 受取可能	0952-86-5613
白石町	白石町役場住民課	(月～金) 8:30～17:15 (木) 19:00 まで受取可能 (要予約) 第2 (土) 8:30～12:00 受取のみ可能 (要予約)	0952-84-7115
太良町	太良町役場町民福祉課	(月～金) 8:30～17:15 第2・4 (火) 19:00 まで申請・受取可能 (要予約)	0954-67-0718

代理提出をする方（申請者本人に代わって代理人が申請書等を提出する場合）

◎盗難・紛失・消失の届出や居所での申請、刑罰等関係に該当する方は、代理提出はできません。

- 申請書表面の「所持人自署」「刑罰等関係」、及び裏面の「申請書類等提出委任申出書」の申請者記入欄は、代理人ではなく、必ず旅券名義人となる申請者本人が記入してください。
- 本人確認書類は、代理人と申請者本人双方の書類が必要です。3頁の「本人確認書類」をご確認ください。

※ 代理人は申請内容に関する質問に的確に答えられることが必要です。

未成年者（18歳未満）又は成年被後見人が申請する場合（未成年者は5年用旅券のみの申請となります）

申請書裏面の法定代理人署名欄に、必ず法定代理人（親権者又は後見人）本人が署名してください。

※ 法定代理人（親権者又は後見人）が遠隔地に在住等のため、申請書に署名できない場合は、「旅券申請同意書」を提出してください。

様式は佐賀県ホームページからダウンロードできます。

残存有効期間同一申請と切替申請の違いについて

比較項目	残存有効期間同一申請	切替申請
所持人自署、顔写真、旅券番号、ICチップ内データ		新しくなります ※旅券番号はお受取まで確認できません
手数料	6,300円	10年用：16,300円 5年用：11,300円 12歳未満：6,300円
有効期間	新旅券の発行日から現在の旅券の有効期間満了日まで	現在の旅券の残存有効期間は切り捨てとなり、新旅券の発行日から10年間又は5年間
申請書	一般旅券発給申請書（残存有効期間同一用）	一般旅券発給申請書（10年用又は5年用）

「刑罰等関係」に該当する方

- 申請書の「刑罰等関係」に該当する方は、別途手続きが必要となりますので、事前に県の旅券窓口にお問い合わせください。
- 県での手続き後に、住民登録をされている市町での申請となります。
- 発給に係る審査には2か月程度を要します。

佐賀県内に住民登録がない方（居所申請） 次に当てはまる方は、現在お住まいの市町窓口で申請できます

※居所に居住している事情等を確認させていただきますので、申請者本人が以下の資料を揃えてから窓口にお越しください。

※1頁の各申請に必要な書類に加えて、次の各項目に記載している書類が必要です。

◎学生や長期出張等で一時的に佐賀県にお住まいの方

- 居所申請申出書（申請当日窓口にて御記入いただきます）
- 申請日前6か月以内に発行された住民票の写し（1通）
- 居所に居住していることが確認できる疎明資料（次の①～③から1点）
 - （学生）居所地の記載のある学生証または在学証明書、（お勤めの方）居所地の記載のある会社等の身分証明書
 - （学生）居所地の記載のない学生証または在学証明書、（お勤めの方）居所地の記載のない会社等の身分証明書
②の場合、上記に加えて次のi～iiiの中から1点
 - 居所地の賃貸借契約書
 - 居所地に郵送された申請者宛の直近の消印のある郵便物
 - 居所地の直近の公共料金請求書（電気、水道、ガス のいずれか）
 - 居所証明書（様式は佐賀県ホームページからダウンロードできます）

佐賀県の旅券（パスポート）窓口（多文化共生さが推進課分室）

佐賀県 パスポート



お問合せ先

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号（佐賀県庁 新館1階）

TEL：0952-25-7005

窓口時間：8:30～12:00、13:00～17:00

* 県庁多文化共生さが推進課分室（旅券担当）での申請受付・交付（受取）は原則していません。（ただし、通勤や通学等により県庁で手続きをした方が便利な方は、県庁多文化共生さが推進課分室（旅券担当）での申請・交付（受取）が可能な場合がありますので、事前にお問い合わせください。）

* 基本的なことについて記載しています。これによらない場合がありますので、御質問等ありましたら各市町又は県の旅券窓口へお問い合わせください。

* 査証（ビザ）については渡航先の各大使館（領事館）へ直接お問い合わせください。